

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270630050	27年5月18日	27年6月17日	27年6月30日	日本への投資の増加を図るため、訪日ビザ発給要件を緩和すること	【要望内容】 訪日ビザ発給要件の緩和 【理由】 日本への投資が見込まれる国々に対し、ビザ発給要件の緩和や免除を進める必要がある。特に、訪日プロモーション重点市場に追加され、日本への投資が期待できる中国、インド、ブラジル、フィリピン等に対する、さらなる要件緩和が必要である。今年12月に経済共同体の構築が予定されているASEANのメンバー、カンボジア、ラオスについても、工程表を作成し、戦略的な緩和を進めるべきである。	日本商工会議所	警察庁 法務省 外務省	外務省設置法	検討を予定	今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。	
280215081	27年12月2日	28年1月27日	28年2月15日	訪日観光ビザの緩和	【内容】 中国など観光ビザの要する国について、在日留学生等の親族、友人の訪日ビザ、観光ビザの発行条件を緩和する。 【理由】 在日親族・友人による観光ガイド、通訳ができる等の利点を生かせ、ガイド不足や言葉の壁によるトラブルなどを防ぐため。	(一社)全 国空港ビ ル協会	警察庁 法務省 外務省	外務省設置法	検討を予定	「制度の現状」とおり、継続的にビザ緩和を行ってきています。今後も、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。	
280318006	27年11月4日	27年12月22日	28年3月18日	経済連携協定に基づく外国人介護事業従事者の取得資格要件等緩和	【提案の具体的内容】 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者として滞在しているインドネシア、フィリピン、ベトナム人の介護職員について、4年間の就労・研修の期間終了後もわが国の介護施設で就労可能となるために取得に要する資格を、現状の介護福祉士から、介護職員初任者研修修了の資格に緩和すべきである。 【提案理由】 介護福祉士試験は、その合格率が全受験者の6割程度と、看護師国家試験の約9割等と比較しても難易度の非常に高いものであり、外国人の継続的な在留資格の要件として過度に高く、志願する外国人のモチベーションを削ぐ、介護業務に即り組む志があっても、難易度の高い資格試験に挫折し、心ならずも帰国してしまうこともある。介護業務へのモチベーションの高い外国人人材を確保し、働的な介護人材不足を緩和するためにも、「介護職員初任者研修修了」への要件緩和が必要である。「介護職員初任者研修修了」は、介護保険の対象となる訪問介護業務に従事できる要件として法令で定められている。「日本再興戦略」改訂2015にある「経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進」の具体策としても検討されるべきである。資格要件を緩和することにより、わが国において介護技術等を学ぶ外国人の裾野を広げることを通じて、わが国と相手国との経済活動の連携強化に資することができ、またわが国における介護サービスの質・量の向上・充実に寄与することもできる。	(一社)日 本経済 団体連 合会	法務省 外務省 厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5の表、平成27年法務省告示第131号(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の「欄に掲げる活動を定める件」、平成20年厚生労働省告示第312号、同第509号、平成24年同第507号	対応不可	外国人材の受入れに係る基本的な考え方として、専門的・技術的分野の外国人材については、我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れることとしています。これを踏まえ、経済連携協定(EPA)においても、介護福祉士国家試験の合格を求めているものであり、これを、国家資格ではない、介護職員初任者研修修了をもって代えることは困難です。なお、EPA介護福祉士候補者の受入れは、労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、特例的に行うものです。介護福祉士試験不合格者に対しては、再受験に向けた滞在期間の延長や、帰国者に対する再受験支援を行っているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
280318073	27年11月30日	28年2月23日	28年3月18日	訪日観光ビザの緩和	<p>【提案内容】 2013年7月から順次緩和されている東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続。事務手続きの簡素化、さらなる対象国の追加。</p> <p>【提案理由】 訪日ビザ取得条件が大幅に緩和された東南アジア各国からの訪日外国人旅行者数が増加している。規制緩和を継続・拡大し、旅行者数をさらに伸ばすべき。</p>	(公社)関西経済連合会	警察庁 法務省 外務省	外務省設置法	検討を予定	<p>ASEAN諸国人に対しては、カンボジア及びラオス国民に対しては2013年11月18日より、ミャンマー国民に対しては2014年1月15日より短期滞在数次ビザを導入しております。</p> <p>インドネシア、フィリピン、ベトナム国民に対する数次ビザに関しては、発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら3か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を2014年9月30日より実施しており、さらに、同年11月20日より、指定旅行会社の取り扱うパッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続きを簡素化しております。</p> <p>また、インドネシア国民に対して、在外公館へのIC旅券の事前登録制によるビザ免除を2014年12月1日より開始しております。</p> <p>併せて中国人に対して、数次ビザ発給要件緩和を2015年1月19日より開始しております。具体的には、商用目的の者や文化人、知識人の数次ビザの申請者について、要件を一部緩和する。沖縄・東北数次ビザ申請者について、過去3年以内の訪日歴がある者については経済力の要件を緩和する。個人観光客について、相当の高所得者に限り、沖縄・東北三県のいずれかに1泊することを要件としない数次ビザを導入しました。</p> <p>インド国民に対しては2014年7月3日より、モンゴル国民に対しては2015年8月10日より短期滞在数次ビザを導入し、インド国民については、2016年1月11日から、同ビザの発給要件の緩和に加え、有効期間を最長5年に延長したほか、これら2か国以外の国に居住されている方についても、居住地を管轄する在外公館において申請可能とする緩和措置を実施しております。</p> <p>さらに、ベトナム及びインド国民に対しては、2016年2月15日より、数次ビザの有効期間を我が国として初めて有効期間を最長10年とし、発給対象者の拡大等をしております。</p> <p>アジア以外では、ブラジル国民に対し、2015年6月15日より数次ビザを導入し、2016年2月2日からは同ビザの発給要件を緩和し、滞在期間を90日に延長しました。</p>	今後の更なる査証緩和については、既に実施した緩和措置の実施状況をレビューし、観光立国の実現に向けた必要性及び治安等への影響をよく考慮して、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、総合的観点から検討していきます。